

北海道師範塾 塾頭通信

「教師の道」

第444号 平成24年11月28日

禁じ手

国会解散の直前、懸案となっていた「公債の発行の特例等に関する法律（公債特例法）案」が、来年度から3年間、政府予算成立と同時に自動的に赤字国債の発行が可能となるよう修正の上、可決成立しました。

私が若い頃は、地方財政の運営に当たっては「入るを凶って出るを制す」、つまり、歳入と歳出のバランスを取る事が重要であり、安易に借金をしてはならないと教えられて来ました。

しかし、今や国も地方も借金まみれの状態で、この現状を家計に置き換えてみると、

1世帯収入	40万円
必要経費総額	78万円
家計費 (うち田舎への仕送り)	59万円 (14万円)
不足分	38万円
ローン残高	7,382万円

という状況になっています（財務省の資料から）。

収入が40万円しかないのに、38万円も借金しながら78万円の支出を繰り返している家庭があったら、誰もそれは危機的というより破綻していると感じるのではないかと思います。しかし、国家財政はまさに、この状況と同じで、税込及び税外収入が合わせて46.1兆円しかないにもかかわらず、44.2兆円もの借金をして90.3兆円の支出を維持しています。というより、つじつまを合わせているといった方が良いでしょう。このつじつま合わせの借金こそ、赤字国債といわれているものです。

今年の予算については、既に成立して執行されているにもかかわらず肝心の赤字国債を発行する根拠である公債特例法案が国会を通過せず、このままでは、資金がショートして国も地方も立ち往生するところでした。

何故こんな事態になったかという、勿論、国会が与野党のねじれ現象の為に公債特例法案が店晒しされたという事もありますが、そもそも国が借金する事に対して、制度上非常に慎重な仕組みになっている事も要因として挙げられるでしょう。

まず、財政運営の根本を見ておきたいと思います。

財政法第4条では、「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。」と規定されており、国債発行が原則として禁止されています。ただ、これには例外があって、財政法第4条の但し書きで「公共事業費、出資金及び貸付金の財源」については、国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することが出来るとされています。これが建設国債といわれているもので、これ以外の借金、つまり予算のつじつま合わせの為の赤字国債の発行は、財政法上は許されていません。この為、赤字国債を発行しようと思えば、その都度、根拠となる法律を作らなければなりません。それが、冒頭紹介した「公債の発行の特例等に関する法律案」というものです。

この「公債特例法」は1965年に制定され、これによって戦後初めての赤字国債が発行されます。その後10年間は赤字国債の発行はなかったのですが、1975年以降は、1993年からの3年間を除き毎年赤字国債が発行され続け、遂に、公債残高は700兆円を超えるに至っています。

今年の予算については「公債特例法案」がなかなか成立しないために、財政運営上大変大きな問題が生じました。こうした状況に対して、予算案を通しておいて「公債特例法案」を通さないのはおかしいという議論がありますし、ねじれ国会のせいだから、今後は予算案が成立したら借金も出来るようにすべきだという議論が起こったのも不思議ではありません。

ただ、予算案については憲法で衆議院の優越が認められていますので、仮に参議院で否決されも衆議院の議決をもって成立する事になりますが、「特例公債法案」にはそうした衆議院の優越が認められていない為に、予算は通ったのに借金ができないという事態が生じ得ます。

これを不合理と考える人もいるでしょうが、むしろ私は、財政規律を保持するための安全弁として取られている措置、というより知恵と考えるべきだと思っています。

ねじれ国会の為に「公債特例法案」が人質にされ、まともな議論もせず店晒しにされるというのは、システムの問題ではなく、自己の利害得失を考え、何事も政局にして憚らない国会議員各位にこそ問題があると考えべきではないでしょうか。

予算案と「公債特例法案」を一体で処理するというのは、混乱を避ける一つの方法かもしれませんが、赤字国債の発行を認めていない財政法の趣旨からすれば、明らかに禁じ手といわざるを得ません。

赤字国債の発行には慎重の上にも慎重を期すべきです。何故なら、赤字国債の付けは、次世代、更には、まだ見ぬ次々世代への重い荷物として残す事になるからです。(塾頭：吉田 洋一)